

令和8年国東市農業委員会 第2回(2月)総会議事録

1.開催日時 令和8年2月12日(木)14:00～15:10

2.開催場所 国東市役所 3階 防災対策室

3.出席委員 (農業委員)15名

1番 古田明敏委員、2番 藤本 徹 委員、3番 豊田聖祐委員、
4番 末綱博子委員、5番 小笠原玉代委員、6番 坂本貢委員、
7番 森重なるみ委員、8番 神田勝士委員、9番 岩竹忠洋委員、
10番 有次昭二委員、11番 松原雅之委員、12番 松原 正 委員、
13番 吉田洋一委員、14番 佐藤 司 委員、15番 秋國崇己委員

(農地利用最適化推進委員)1人

末綱 和男 推進委員

4.欠席委員 なし

5.出席職員 局長 古庄昭彦、主幹 吉田典弘、主任 橘 卓弥

6.議事録署名委員の氏名 9番 岩竹忠洋委員、10番 有次昭二委員

7.議事日程

議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 8号 農用地利用集積計画について

議案第 9号 農用地利用配分計画について

議案第10号 農地法の規定による非農地証明書の交付について

議案第11号 令和8年春季農作業標準賃金について

8.報 告 事 項 国東市農地賃借料について

9.協 議 農業振興地域の除外に伴う非農地証明願の事前協議

10.そ の 他

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	只今より令和 8 年第 2 回国東市農業委員会総会を始めます。 はじめに、本日の資料確認をします。 (資料確認終了) 出席確認 : 本日の出席は 15 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立することを報告します。 それでは秋國会長にご挨拶をお願いし、引き続き、本総会の議事進行をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。9 番 岩竹忠洋委員、10 番 有次昭二委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料に基づき説明いたします。 申請番号 8 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で面積は 1,111 m²です。譲渡人は〇〇及び〇〇、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「高齢及び市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 9 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 1,634 m²です。外に田が 2 筆、合計面積が 4,524 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「市外在住により、管理できないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため」です。売買による所有権移転です。 申請番号 10 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 933 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は息子の〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「高齢により、管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 11 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 506 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由について、譲渡人は「高齢により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。

議 長 ○ ○ 委 員 事 務 局 ○ ○ 委 員 事 務 局 議 長	申請番号 12 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で面積は 211 m²です。外に畑が1筆、合計面積は 326 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「資産整理のため、農地を売却したいため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 13 番、土地の所在は〇〇、地目は畑で面積は 481 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請理由については、譲渡人は「高齢により、管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」とのことです。売買による所有権移転です。 申請番号 14 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 439 m²です。外に畑が2筆、合計面積 1,623 m²、譲渡人は〇〇さんです。譲受人は〇〇さんです。 申請事由については、譲渡人は「市外在住により、管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。売買による所有権移転です。 申請番号 15 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 2,920 m²です。外に田が1筆の合計面積は 4,231 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由については、譲渡人は「市外在住により、管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 申請番号 16 番、土地の所在は〇〇、地目は田で面積は 1,530 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。 申請事由については、譲渡人は「市外在住により管理ができないため。」、譲受人は「当該農地を耕作するため。」です。贈与による所有権移転です。 議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番について事務局より一括して説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 8 番で、83 歳の方が一反の農地を受けるとのことですが、何を植えるんですか？ この方は野菜を植えるようです。 10 番は以前出ていましたよね？ 前回申請で漏れていたもので、今回追加するものです。 他に意見・質疑ありませんか？
---	---

	(意見・質疑なし) それでは議案 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 それでは議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号 1 番、申請地は〇〇、地目は畑で面積は 100 m²の中山間地域にある第 2 種農地です。転用目的は農業用倉庫です。 申請地は、国東市役所〇〇から北西へ直線で約 7.4kmに位置し、北と東は宅地、西は農地、南は市道に囲まれています。 転用者は、〇〇にお住いの〇〇さんです。先月総会の農地法第 3 条申請により申請地近くの農地を取得しており、効率的に耕作するため、申請地を取得して農機具等を収納するための農業用倉庫を建築するものですが、既に砂利等敷き詰めて整地しているため追認申請で、始末書が添付されています。 平成 20 年頃、現所有者の母が、申請地に接している宅地にあった家屋で一人暮らしをしていた祖母を引き取ったため空き家になり、地域の安全面を考慮して取り壊した際に当該申請地も一緒に整地してしまったとのことです。 今回の申請における面積は 100 m²で、計画平面図等から転用面積は適正と認められます。汚水排水の予定はありませんし、雨水は自然浸透、又は南側にある水路へ排水予定です。転用により周辺の農地への営農上の支障はないものと考えられます。 転用に要する費用は、倉庫建築費として〇〇円と見込んでおり、それに見合う資金が確認できる申請者の貯金通帳の写しが添付されています。 工事期間は令和 8 年 4 月 30 日までとしており、転用は確実に行われると判断できます。以上です。
議長	事務局から説明がありましたが、〇〇推進委員さんがみえていますので、重複する部分もあるかと思いますが、ご説明お願いいたします。 〇〇推進委員 お母様がいたところからの現地の状況も知っています。現地を確認しましたが、問題ありません。 議長 推進委員のご説明がありましたが、意見・質疑ありませんか。 (意見・質疑なし)

	それでは議案 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 続きまして議案第 8 号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 議 長	議案第 8 号、農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。 利用権の設定は、総数 84 筆で 108,731 m²です。内訳としては田のみで 84 筆、108,731 m²です。 詳細につきましては、資料の 5 ページから 8 ページをご確認ください。 議案第 8 号の農用地利用集積計画について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは議案 8 号、農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 8 号、農地利用集積計画については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 9 号農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 議 長	議案第 9 号、農用地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。 配分計画は、総数が 84 筆で 108,731 m²です。内訳としては田のみで 84 筆、108,731 m²です。 詳細につきましては、10 ページから 13 ページをご確認ください。 議案第 9 号の農用地利用配分計画について、事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは議案 9 号農用地利用配分計画について、承認される方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
	議案第 9 号農地利用配分計画については、全会一致で承認されました。 続いて、議案第 10 号農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 10 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、資料に基づきご説明申し上げます。 申請番号 4 番、土地の所在は、〇〇、地目は田で面積は 397 m²です。申請人は〇〇にお住いの〇〇さんです。 申請事由については、「昭和 25 年頃、先々代が農地法の許可をとらずに申請地に住宅を建て、現在農地として使用できないため。」です。 現在、お手元の資料の写真にありますように、住宅と倉庫が建っており始末書の提出を受けています。約 75 年前から現状とのことなので周辺農地に営農上の支障はなく、申請地での耕作は困難な状況であり、非農地判定はやむを得ないものと思われます。 その他、現在地等は資料をご確認ください。
議長	議案第 10 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について、申請番号 4 番について事務局より説明がありましたが、意見・質疑はございませんか。
〇 〇 委員	75 年前の話ですが、今までわからなかったのですか？
事務局	「空き家バンクで家を買いたい。」という話が出てきた際に、地目が畑のままであることが発覚しました。
〇 〇 委員	ここに家を建てるということですか？
事務局	いいえ、この家に住みます。
〇 〇 委員	こういった場合、届出は始末書があればいいんですか？
事務局	いえ、始末書と申請書等が必要です。
〇 〇 委員	こういったケースがよくありますが、業者の方に農地転用許可について説明するなどのことはしないのですか？
事務局	市報でお知らせしたり、ケーブルテレビ放送で流すなどのことはできます。
議長	特に業者さんに説明会などはしていませんが、農地を農地以外にする際には法務局に地目変更する際、許可が必要ということはわかりますし、転用には許可が必要ということはかなり認識されていると思います。
議長	他に、意見・質疑はございませんか。

	(意見・質疑なし) それでは議案第 10 号、農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。 (〇〇委員以外全員挙手)
議 長	一名承認できない、ということで事務局は記録しておいてください。 次に、議案第11号ということで、1件議案に追加したい案件がございます。別紙でお配りしているように、令和8年春季農作業標準賃金について、お諮りしたいのでよろしくお願いします。 市報に掲載することになっておりますのでご審議いただきたいと思います。
〇 〇 委 員	育苗(1箱)(普通)がちょっと安いような気がします。
事 務 局	あくまで参考価格ではありますが、少し検討したいと思います。
議 長	その他、ご意見・ご質疑ありませんか？
〇 〇 委 員	モアについてですが・・・
事 務 局	アンケートを依頼しましたが、回答が非常に少なく、10a あたりの草刈り料金を回答してくれたのは1件、モア使用時の回答を答えてくれたのは、4 件でした。
〇 〇 委 員	反当で？安いですね。農業公社が料金表出しています。 公社では秋田起こしは少し安いです。私は公社の料金表を参考にしています。
〇 〇 委 員	市の農業委員会と市の農業公社が出す金額が違うとおかしいですよね？そこは相互に協議するなどしてください。
〇 〇 委 員	事務局で金額について一覧表など作成してほしい。
事 務 局	市報に掲載します。
議 長	また審議する機会がないですね。3 月総会では間に合わないのですか？
事 務 局	市報に掲載する関係で、今回の 2 月総会で審議していただかないと、3 月総会では間に合わないです。

○ ○ 委 員	値段を公社に合わせては？
○ ○ 委 員	公社に合わせて金額が倍になったりしたら、それもおかしいですね？
○ ○ 委 員	来月 5 日が公社の理事会です。その時に料金の改定の話をするらしいので、事務局に報告します。
○ ○ 委 員	総会にかける時間がないので、このまま通すか、公社の料金表を見て、会長と事務局に一任するか、どちらかです。
議 長	公社と協議して、「私に一任」、ということによろしいでしょうか？ 料金がかけ離れていてもよくないので、事務局は 2 月中に公社と協議して、私に提示してください。
	次は報告事項です。
事 務 局	報告事項についてご説明いたします。 資料をご確認ください。国東市農地賃借料についてです。 次のとおり「国東市農地賃借料情報」として、令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月まで公告された農地のうち、農地法第 52 条の定めにより「田」の賃借料における 1 反(10a)当たりの賃借料水準を算出した結果を本日配布しました別紙の とおり報告します。 この結果は、市報 4 月号に掲載予定です。以上です。
議 長	報告事項ではありますが、ご意見等ありますか？ (意見・質疑なし) それでは 7 番協議事項に進みたいと思います。
事 務 局	15 ページをご覧ください。 次のとおり農業振興地域の指定がある農地に対し、非農地証明願の相談がありましたので、農業振興地域除外の審議会前に農業委員会の事前協議が求められていますので内容をご説明し協議を求めます。 申請番号 2 番、協議地は〇〇外 2 筆 地目は畑及び田で、合計面積は 344.18 m ² です。 相談者は〇〇にお住いの〇〇さんです。 相談内容は 前々所有者の祖父が亡くなって以降、前所有者の父も耕作しておらず、現在、農地として使用できる見込みがないためです。 現地〇〇番は山林の状況。〇〇番〇は住宅への進入路の一部、〇〇番〇は庭の一部となっています。 また、申請地を相続で取得された現所有者が〇〇在住であるため実家は空き家となっており、今後耕作できる状態に戻す可能性はないと思われること、また、現状となってから 50 年は経過していることから、「非農地判定」を行うことが

			妥当であると思われます。 現在地等は資料をご確認ください。
議	長		農振地域除外に伴う非農地証明願いの事前協議ということで、説明させていただきました。 何かご意見等ありますか？ (意見・質疑なし) それでは、8 番、その他に移ります。事務局から説明してください。
事	務	局	農業委員会活動記録セットの提出について説明。 農業者年金の活動記録簿の提出について説明。 農業者年金のオンラインセミナーについて説明。
議	長		本日の議事はこれで終わりですが、全体を通してご意見等ありませんか？
○	○	委 員	全国農業新聞を読んでいて農業委員会の活動報告を見ると、何かを調査して市へ報告したとか、農業委員会のメンバーで打って出る、そういった活動をしているところが多くみられます。 国東の農業委員会をみると、出された議案に対して審議するということが大きな役割になっていますが、農業委員でまとまって何かをするというような活動というのは、事務局としてどのように考えていますか？
事	務	局	農地パトロールや地域計画のブラッシュアップについても今後、農業委員や推進委員に地域の話し合いに入っていただく、などの活動をお願いしたいと思います。
○	○	委 員	新聞には農業委員会の様々な活動が掲載されているので、いいところは取り入れていくといいのではないかと思います。
議	長		他にご意見等ありませんか？ (意見・質疑なし) では、本日はお忙しい中ご参集いただきありがとうございました。これをもちまして、第 2 回農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。 議 長 議事録署名委員 議事録署名委員

